

蓮美幼児学園千里丘キンダースクール 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	大阪市天王寺区夕陽丘町2-18
電 話 番 号	06-6771-4152
代表者氏名	理事長 秋田 光哉
法人設立年月日	平成17年12月21日

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型 認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
施 設 の 所 在 地	吹田市千里丘北1-3
連 絡 先	電話番号 06-6876-4154 FAX 06-6876-4159
管 理 者	園長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 21人 2歳児 21人 3歳児 29人（内1号5人） 4歳児 31人（内1号5人） 5歳児 31人（内1号5人）
利 用 定 員	満3歳以上の児童 91人 満1歳以上満3歳未満の児童 42人 満1歳未満の児童 12人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日
事 業 所 番 号	2720551000574

3 施設の目的・運営方針

認定こども園 蓮美幼児学園千里丘キンダースクール（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 「当園」は、教育基本法、子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1059.13 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造陸屋根 3 階建 1 ～ 3 階
	面積	416.28 m ² (延床面積 1076.34 m ²)
屋外遊技場		6941.28 m ² (自己所有地 642.85 m ²)

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	ひよこ組 (生後 6 ヶ月～1 歳児未満クラス)、 はな組 (満 1 歳児クラス)
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
保育室	4 室	にじ組 (満 2 歳児クラス)、ほし組 (満 3 歳児クラス)、 つき組 (満 4 歳児クラス)、そら組 (満 5 歳児クラス) について各 1 室
子育て支援室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
職員室	1 室	

5 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ）

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 特色

教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。ネイティブでの英語講師による保育活動、体育専任講師による運動の保育活動を実践いたします。

(3) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車やバイクでの送迎は原則禁止とします。

(4) その他

食事の提供、障がい児保育、地域子育て支援事業（子育て教室）を実施します。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
副園長	園長を助け、園務を整理し必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる	0	0	0	
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育・保育をつかさどる	2	2	0	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	22	11	11	
調理員	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、給食及びおやつを調理する	9	3	6	栄養士と兼務
看護師	乳幼児の健康維持・管理を行い、けがや体調不良になった時の応急処置等を行う	1	1	0	
委託医	乳幼児の健康維持・管理全般の業務を行う	3	0	3	

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
副園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
看護師	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）※8時間勤務

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園、お盆（8月12日から8月15日）及び3月末日は協力日となります。また、行事によって行事後の保育を行わない日もあります。

以下の期間及び日においては、1号認定こどもに対する教育・保育の提供は原則として行いません。

- (1) 夏季休園 7月18日から8月31日まで
- (2) 冬季休園 12月21日から翌年1月7日まで
- (3) 春季休園 3月16日から3月31日まで
- (4) 土曜日

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 1号認定の園児に対する1日あたりの標準的な教育時間は、9時00分から14時00分までとします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時00分まで及び14時00分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、

当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯（土曜日は除く）において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分（土曜日は18時30分）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型)として当園に在園する園児で主に教育標準時間認定1号認定子どもの、諸般の事情により教育標準時間前や終了後に保育を希望する者が利用できます。

月曜日から金曜日までの教育標準時間終了から最終延長18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

長期休業（夏休み・冬休み・春休み）時も、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり（預かり保育）を実施します。

ただし始業式・終業式・卒園式・遠足・運動会・他行事の時、またその準備の為実施しないことがあります。日程は予定表などでお知らせします。

1 0 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時10分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児	9時10分頃	12時頃	15時頃	
4歳児	9時10分頃	12時頃	15時頃	
5歳児	9時10分頃	12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食の対応をいたします。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

1 1 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

1 2 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

1 3 利用の開始に関する事項

当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要します。

- (1) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づく選考を行います。

- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、市町村による利用調整を受け、当該子どもの利用の要請を受けるものとします。

1 4 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2・3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 市との協議の上、適当とみられたとき。
- (4) 保護者からの申し出によるとき。

1 5 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児・内科

医療機関の名称	いなとみ赤ちゃんこどもクリニック
医院長名又は医師名	稲富 直
所 在 地	吹田市岸部新町5-45 ビエラ岸辺健都2F
電 話 番 号	06-6338-3330

- (2) 歯科

医療機関の名称	まつもと歯科医院
医院長名又は医師名	松本 正洋
所 在 地	吹田市山田東2-1-1
電 話 番 号	06-6878-4500

- (3) 学校薬剤師

薬剤師名	田中 香子
所 在 地	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-53-1221
電 話 番 号	06-6771-1579

1 6 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長・副園長・主幹保育教諭 ・ご利用時間 9:00 ～ 18:00 ・電話番号 06-6876-4154 F A X 06-6876-4159 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員		
第三者委員		

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	①全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
保険の内容	①保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険
保険金額	各保険会社の規定による

2 1 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	9人	9人	3人
1歳児	16人	20人	20人
2歳児	18人	21人	20人
3歳児	28人	29人	32人
4歳児	28人	28人	29人
5歳児	30人	29人	30人

2 2 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎月度実施	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、サービス内容の向上に努めています。

2 3 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

2.4 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	1号認定子ども	月額 6,500円
	2号認定子ども	主食費 月額2,000円
		副食費 月額4,500円
布団リース費	0歳児クラス～3歳児クラス 布団リース代	月額 1,340円
ユニフォーム費	1歳児クラス～5歳児クラス 子どものユニフォーム代	4,300円～
絵本代	1歳児クラス～5歳児クラス 毎月1冊	月額 実際に要する額
園外活動費	遠足などの行事でかかる実費 公共交通機関（地下鉄、バス等） その他移動手段に要する経費	都度 実際に要した 経費（実費）
教材費	年齢別に年度初めに一括徴収	年額 約3,000円 ～17,000円程度
全国私立保育園連盟 「ほいくのほけん」	不慮の災害時の治療費や見舞金	年額 400円
延長保育料代	延長保育を利用した場合	月額 ※2の表参照

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

2 延長保育に係る利用者負担金

1号認定子ども

時間帯	7:30～ 8:59	14:01～16:30 (おやつ代含む)	16:31～ 17:30	17:31～ 18:30
保育料	500円 ／30分	日額 700円	600円	600円
	—	月額 7,000円		
	—	月額 19,500円		

- ※ 定期的に（月額申込み）利用される方は、利用開始月の前月 20 日までに申請してください。
- ※ 長期休業（夏休み・冬休み・春休み）中の一時預かりは、
9：00～14：00 625円、9：00～16：30 825円（給食費込み）
および保護者の要望等に応じて7：30～8：59および16：31～18：30の間で延長保育を行います。長期休業期間以外の延長保育も同様に行います。
- ※ 18：30を超過した場合については、30分毎に1人3,000円を徴収させていただきます。
- ※ 土曜日の保育はありません。

2・3号認定子ども

	7:30～8:29	16:31～17:30	17:31～18:30	18:31～19:00	19:01～19:30
短時間	500円/30分	600円/時	600円/時	300円	500円
標準	—			300円	500円
				月額5,000円	—
				月額8,000円	

- ※ 定期的に（月額申込み）利用される方は、利用開始月の前月 20 日までに申請してください。
- ※ 延長料金（月極め）はご利用回数にかかわらず5,000円または8,000円になります。
- ※ スポット利用料金につきましては、上限の設定がございません。
- ※ 閉園時間を超過した場合についても、30分毎に1人3,000円を徴収させていただきます。（延長保育の登録をされている方も同様となります。）

◎ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。